

2024.9.19 鳥取市青谷町地域生活交通協議会



鳥取市青谷町総合支所産業建設課

1 共助交通とは

(1) 共助とは(防災で例えると…)

種類	問題解決の方法	防災の場合
自助	自分自身の能力で	食料や燃料の備蓄、防災用品の準備
互助	個人的な関係性で	近隣住民同士の日々の声掛け、避難の手助け
共助	問題を共有する集団が 仕組みの下で	支え合いマップの作成、避難所の運営
公助	公的機関が 法や制度の下で	救助・災害支援、災害派遣

出展：2023.6.16 鳥取市湖南地区勉強会（株式会社イミカ 原田博一）

(2) 共助交通とは

種類	問題解決の方法	移動の場合
自助	自分自身の能力で	自家用車の運転 (生物として老化は避けられず、誰もがいずれはできなくなる)
共助交通		
互助	個人的な関係性で	知人・友人・近隣住民の車に同乗 (高齢化や防犯意識の高まりから減少傾向)
共助	問題を共有する集団が 仕組みの下で	コミュニティ・カーシェアリングなど (まだあまり知られていない)
公助	公的機関が 法や制度の下で	公共交通機関、コミュニティバス、デマンドタクシー (交通空白地有償運送・福祉有償運送などはここ)

出展：2023.6.16 鳥取市湖南地区勉強会（株式会社イミカ 原田博一）

(3) 共助交通の法的な位置づけ

分類	運送料	利用者	法令上の呼び方		道路運送法
公共交通	有償	誰でも	一般乗合旅客自動車運送事業		第4条 許可
		地域限定	自家用 有償運送	市町村運営交通空白地輸送	第79条 登録
		利用者限定 (申請すれば誰でも)		市町村運営福祉運送	
				福祉有償運送	
共助交通	①			公共交通空白地有償運送	
	② 無償	誰でも	(特になし)		許可・登録 不要

↑
共助交通には「①有償」と「②無償」の二種類がある

出展：2023.6.16 鳥取市湖南地区勉強会（株式会社イミカ 原田博一）

(4) 無償とは

5 自家用有償旅客運送について

道路運送法第78条において「自家用自動車は、災害のため緊急を要するとき、市町村やNPO法人等が道路運送法第79条の登録を受けて行うとき及び公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において国土交通大臣の許可を受けて運送するときを除き、有償で運送の用に供してはならない」旨規定されていますが、次のようなケースの場合は許可や登録が不要となります。

道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について

(平成18年9月29日国土交通省自動車局旅客課長事務連絡)

(1) サービスの提供を受けた者からの給付が「好意に対する任意の謝礼」と認められる場合

運送行為の実施者の側から対価の支払いを求めた、事前に対価の支払いが合意されていた、などの事実がなく、あくまでも自発的に、謝礼の趣旨で金銭等が支払われた場合



(2) サービスの提供を受けた者からの給付が、金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財物などによりなされる場合

○日頃の移送の御礼として自宅で採れた野菜を定期的に手渡す場合



○地域通貨の一種として、ボランティアなサービスを相互に提供しあう場であって、例えば、運送の協力者に対して1時間1点として点数化して積立て、将来自分が支えられる側になった際には、積立てておいた点数を用いて運送等のサービスを利用できる仕組み等、組織内部におけるボランティアサービスの提供を行う場合

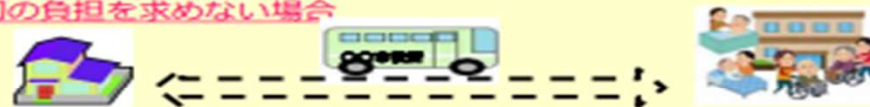


(3) ボランティア活動として行う運送等において、実際の運送に要したガソリン代、有料道路使用料、駐車場代のみを収受する場合

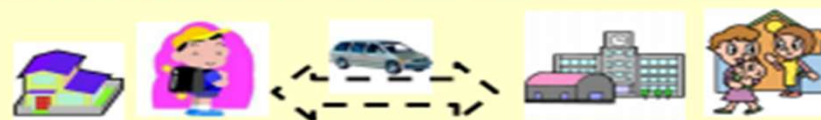


(4) 市町村の公共サービスを受けた者が対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合

○市町村の事業として、市町村の保有する自動車により送迎が実施され、それらの費用が全額市町村によって賄われ利用者からは一切の負担を求めない場合



○子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、運送に対する固有の対価(ガソリン代等の実費も含む。)の負担を求めないものである場合



(5) 公共交通空白地有償運送とは…鳥取市が推進

- 十分な輸送サービスが確保できない場合、実費かつ営利とは認められない範囲内で行う輸送サービス

※当該地域のタクシーの運賃の概ね1/2の範囲内+迎車・待機料金等の実費
↳ 国が見直しを検討中!!

- 道路運送法に基づく国土交通省への登録が必要
- 運行主体となれるのは、NPO、地方自治法に規定する認可地縁団体（町内会・自治会が不動産登記等を行うために法人化の認可を受けた団体）、営利を目的としない法人格を有しない杜団であって代表者の定めがあるもの など
- 自家用自動車による有償運送が可能
- 2種免許がなくても、講習を請ければ運転可能
- 対人8,000万円、対物200万円以上の任意保険の加入が必要
- 利用者は事前の会員登録が必要
※市長が認める場合は、来訪者等登録がない者も利用可能

2 共助交通に対する市の支援制度

鳥取市交通空白地有償運送者支援事業費補助金

別表（第4条、第6条関係）

1 事業区分	2 補助対象経費の額	3 補助率	4 補助上限額	5 備考
運行事業	交通空白地有償運送（交通空白地有償運送を予定して行う無償の試験運行及びその検証を含む。）の補助対象路線ごと（路線ごとの決算が困難な場合は、運行する交通空白地有償運送路線全体）に、営業費用から営業収益を差し引いて得た額の合計額とする。 なお、営業費用には一般管理費を含むことができるものとし、その額は営業収益の中の運賃収入の2割を上限とする。	10 / 10	—	
車両等設備整備事業	主に交通空白地有償運送に用いる車両等設備の購入費で主に以下に掲げるものとする。 (1) 車両（登録諸経費、当該交通空白地有償運送の円滑な運行の確保のため、必要と認められる付属品（冬用タイヤ、車体表示、運賃箱等）の購入費を含む。） (2) その他市長が費用と認める経費	10 / 10	4,500千円	次のいずれかに該当する場合の車両等設備の購入を対象とする。 (1) 新たに交通空白地有償運送を行う場合 (2) 運行事業の補助対象となる運行系統の増便、路線の新設及び延伸に伴い増備する場合 (3) 補助対象路線を3年以上運行し、かつ、原則車齢10年以上又は走行距離10万キロメートル以上となった車両を更新することを市長が適当と認める場合

注）「営業収益」及び「営業費用」は、それぞれ旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第二表に規定する「運送収入」及び「運送費用」をいう。

3 運行開始までの基本的な流れと実施内容

取組の流れ	実施内容
Step 1 事前相談 (1)生活交通確保の発意・検討 (2)住民アンケートの実施 ⇒生活交通確保の取組実施の判断	○導入に向けた検討 ○住民アンケートの実施（ニーズ把握） ○取組実施の判断
Step 2 運行計画作成 (1)運行主体の設立・運営 (2)運行計画の作成	○運行主体の設立 ○運行計画の作成 ○関係機関との調整等
Step 3 試験運行の実施 (1)試験運行の準備・周知 (2)試験運行の実施 (3)試験運行結果の分析 ⇒本格運行の判断 (4)運行計画の改善	○試験輸送の準備・周知 ○住民アンケートの実施（ニーズ把握） ○利用促進策の検討・実施 ○運行結果の分析、本格運行の判断 ○運行計画の改善
Step 4 本格運行 (1)本格運行の準備（手続き含む）・周知 (2)利用促進・資金確保 (3)本格運行の実施 (5)本格運行結果の分析 (6)運行計画の改善	○鳥取市生活交通会議等での説明、運輸支局への手続き ○地域住民への周知 ○利用促進策・資金確保策の検討、実施 ○住民アンケートの実施（ニーズ調査） ○運行結果の分析 ○運行計画の改善